

就学援助を申請されている保護者の皆様へ

那覇市立 真地小学校
校長 宜保 博哉
(公印省略)

審査結果前の給食費徴収について

時下、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、就学援助が認定されますと、認定月からの給食費の納付が免除になります。
(共済掛金は4月認定者のみ免除)

本校では下記のとおり対応しておりますのでご確認をお願い致します。

記

1. 4月申請 <今年度は5月15日までに申請書提出済み>の場合

4月申請分は現在、審査結果が未定ではありますが、給食費・共済掛金の6月10日の振替はいたしません。

※ 審査結果が認定不可となってしまった場合は、遡っての5月分給食費と共済掛金を次の振替月でお支払い頂きます。

2. 5月申請<5月17日～5月29日までに申請書提出済み>の場合

5月申請分は現在、審査結果が未定であります給食費の振替納付はなし共済掛金のみを6月10日に振替納付となります。

※審査結果が認定不可となってしまった場合は、遡って5月分の給食費を次の振替月でお支払い頂きます。

3. 本校以外で(教育委員会等)5月25日～5月29日までに申請書提出された場合

従来通り給食費(5月分・6月分)と共済掛金が振替納付となります。

後日、審査結果が認定となった場合は、認定月に遡って振替された給食費は後日返金致します。

※ 就学援助申請は毎年度申請が必要です。

※ 申請期間は4月～12月までの提出締切り日まで。申請書提出月より該当します。